

平成27年第3回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会宣告	2
○開議宣告	2
○議事日程説明	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会宣告	27
○署名議員	29

平成27年第3回(11月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年11月2日(月曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第91号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 4 議案第92号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
総務部長	伊郷伸之君	健康福祉部長	山口一範君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	飯田勝久	局長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第3回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） それでは会議を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。8番、梅原正次議員、9番、小長谷順二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第3、議案第91号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第91号について提案理由を申し上げます。

この条例は、特別職給与条例の適用を受ける市長及び副市長の給料について、12月1日から1カ月間、条例に規定する給料の額から100分の10を減じようとするものであります。

たび重なる職員による交通事故、交通違反について、職員の全体の管理をつかさどる市長、副市長の責任を明確にし、市民の皆様にも市役所が変わろうとする姿勢をお示しするものでございます。

職員の意識改革と規律の向上に改めて取り組むこととし、今回、給料の減額をお願いいたします。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に質疑のある議員は速やかに議長まで通告書を提出願います。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第91号について質疑を行います。

初めに、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第91号に対しまして質疑を行います。

この条例の制定ですけれども、市長、副市長の給料を月額10分の1、1カ月減額するというものですけれども、この理由ですけれども、たび重なる交通事故の責任を明確にするためということなんですけれども、それは市長が、あるいは副市長さんがそういう責任をとるということはわからないでもないわけですから、以前、何年か前に飲酒運転で事故を起こした職員があったわけですから、その職員はたしか懲戒免職になったと思うんですけれども、この今回の給与の減額について、一月くらい前ですか、事故があって、ひき逃げということ、実態はよくわかりませんが、そういう新聞報道があったわけですから、その職員に対する措置というか、どのようなものであったかということです。市長だけ責任

をとるのか、あるいはその職員に対する措置はどういうものであるかということです。

それから、もう一つ。本当にこの数年間、定例会ごとに事故の報告があるというような状態ですけれども、今回のその職員ひき逃げ事件のことについて、こういう条例をつくるというのが主な理由だと思うんですけれども、その職員、あるいはその他の職員、伊豆市役所の職員全体に対してどのような再発防止の策を講じていくのか。どうも断片的には聞いているんですけれども何だかはっきりしないと。これじゃまたそういう事案が起こるのは必然であると。あるいは伊豆市役所自体がそういう体質になっているんじゃないかということが考えられますが、その職員に対する指導、交通事故に対する、交通違反防止に対する指導とか、そういうのはどういうふうにこれからやっていくのか。2点お伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

当事者に対する処分については、総務部長のほうから説明をさせます。

市役所職員全体に対する指導ですけれども、2日間に分けて、全員を集めるということは難しい職場ですので、本庁、それから分館、健康福祉部等々、それから支所も含めて、直接私が出向いて、可能な限り多くの職員に直接指導いたしました。

その内容は3つでございまして、1つは職員の基本姿勢、2つ目は運転の基本ルール、3つ目が職場の基本環境。意識を変え、ルールをしっかりと守り、そして職場環境をしっかりと整えるということでございます。そのような交通事故以外のことについて言及したのは、組織というのは同じ市長のもとでも常に一定ではありません。いいときも悪いときもあります。今回、これまでの経緯等、それから9月の極めて深刻な事態の中で、ここはまさに市役所を変えるべきタイミングであると、このように判断をしたわけです。

そこで、交通のルールだけではなしに、職員の意識のあり方、職場の環境のあり方について、ここは極めて大切なポイントであると判断をいたしました。私の、あるいは副市長の給料の減額というのは、減給というのは御存じのとおり行政処分の中では極めて重たい、監督責任としては恐らく一番重たい姿勢をみずから示すことによって、職員の、職場の改善に大きなきっかけをつくるということで、このように判断をさせていただいたわけでございます。

○議長（杉山 誠君） それでは次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

先ほどの西島議員のひき逃げ事件の職員の処分についてですが、現在、この職員、逮捕されたわけですが、刑事処分、また交通違反の行政処分等出ておりませんので、中の懲戒処分

の審査をする委員会でも検討した結果、刑事処分も行政処分も出ていないということで、現在保留という形で、懲戒のほうの処分は出ておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 再質疑させていただきます。

まず、1つは給料の10分の1の減額ですけれども、10分の1の1カ月の減額が最も重い処分だというのは、これはどうも同意できないわけですが、一般職でしたらそういう重いかもかもしれませんけれども、特別職ですから、管理監督責任者ですから、この10分の1の1カ月が最大のあれだなんてことはないと思います。

それから、研修を市長みずからやってお話したということですが、それはそれで結構なんですけれども、1回やればいいというものじゃなくて、前にもこういう交通事故があったときに、何回も研修指導したというようなことを市長さんおっしゃっていましたが、それでやって。今回1回きりでね、職員が変わって、さっきは何か変わらぬ姿勢なんてちょっと聞こえたんですけれども、どういうことかなと思ったんですけれども、とにかく市長がそういう指導をした。1回だけやってそれで変わるなんてことは到底考えられない。

もっと根本的に、おもてなしもいいかもしれませんが、もっとそれ以外にちゃんと職員の、例えばこういうことをしたらちゃんと警察に届けるんだと、そういう具体的にやらなきゃね。ただ上っ面だけやって、ただ姿勢を述べただけだって、こういう姿勢じゃなきゃだめだなんてことを言っただけじゃ、そんなよくはなりませんよ。こういう事故はまた再発しますよ。何回も起こりますよ。そういうことで、私は、1回きりでこれで終わりだなんていうのは、1回きりとは言っていないですけれども、どうもそのような、あとやるなんて聞いていませんから、そこら辺は今後どうするお考えですか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長の場合には、減給より重たい懲戒処分の懲戒免職とか停職というのは基本的にはないんだろうと思うんです。みずから、自分が何かを起こしたときに通常の行政職の停職や懲戒免職に相当するときは辞職しますよね、市長の場合には。ですから、監督責任を負う場合、自分自身が何かをした場合には当然辞職するわけですから、監督責任の場合には減給というのは非常に重たい処分だろうと判断をいたします。

また、1回直接指導したからよくなるとは当然思っておりません。組織というのはそういうものではありませんので。ただ、非常に大きなポイントというのは大事ですので、直接全職員に市長から厳しく指導した。それはスタートであって、それ以降、このような交通事故等が起こっている場合に、交通だけではありませんので、職員の全体の意識改革、環境改善をしなければいけない。

その意味で、フロアマネジャー、1時間15分交代で今立っておりますけれども、そういったものを、これは職員から出てきた提案でございまして、市民部から出てきた提案を今広げていて、健康福祉部生きいきプラザのほうにも広げている。それから、お気づきのとおり8時過ぎから交代で掃除をしておりますし、それから、公用車、私有車にもごみ袋を入れて、走っている途中に、もちろん交通安全には気をつけなければいけませんけれども、我々が観光地である伊豆市の中を市民全部できれいにすべき、その先頭に立って、職員がまずそういったことをやっていこうということで、さまざまな具体的な取り組みに今入っております。

また、ステッカーを、具体的に運転ルールを守るということ、そして、もし事故が起ってしまった場合にはどうするかを明記したステッカーを、公用車と、それから私有車の分については互助会で購入するということが今準備をしているところでございます。もちろん私自身の私有車にもそれを張るつもりでおります。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第91号について質問させていただきます。

ただいまの西島議員の質問で、大体わかったような、わからないようなあれなんですけど、これで市長だけなんですか、これは。まず特別職、この範囲。誰が対象になるのか、市長だけなのか、その辺1点お聞きしたいです。

それから、今、西島議員の質問では、ひき逃げ事故についてはお答えがあったんですけども、継続した事故では追突事故がありましたね、二重の追突事故。その後の被害者の経過はどうなっているのか伺いたい。

それと、私は再三、いわゆる事故原因の徹底分析をするべきではないのかということを行っているわけです。事故原因を分析して、どうしたら事故が再発しないようにするのか、その辺が、当然今までの質問では、やるとは言われてないわけですから、事故原因分析しないで事故が本当になくなるんだろうかと、その辺、市長どう考えているか。

トップが給与1カ月の、私から言わせれば、たかだか10分の1です。単なるパフォーマンスで終わる可能性が十分にある。私は、これは伊豆市全体のモラルの問題だと思っているんです。この辺どのようにお考えか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 条例案にありますとおり、対象は私と副市長でございます。

それから、事故というのは一般的に1つの原因では起こらない、幾つかの要素が重なったときに事故としてあらわれてくるわけです。特に交通事故の場合には、みんながルールを守って、みんなが注意をしていれば当然理屈の上で起きない。基本的には不注意というものがあるわけです。その不注意が起こる場合に、1つの原因というのは一般的にはなくて、そのときにいろんな要素が絡んでいるわけです。ここのところ交通事故が続いているというのは明らかに職員の不注意ですから、そうすると、やはり職員の意識とか職場環境全体を改善していかなければいけない。そのような観点から、先ほど西島議員に御説明したような対策をとっているわけでございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 追突事故で被害に遭われた方、女性の方ですが、この方は現在も通院治療中ということでございます。

職員の交通事故の補足させていただきますと、今月も全職員を対象に、大仁警察署の交通課の方をお招きしまして講習ということで実施をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質疑したいんですけども、モラルについてはどういうふうにご考えているんですか。私は今、モラルの問題じゃないかなと言ったつもりだけでも。伊豆市全体、当然トップから職員です、上から下まで。この辺、交通に対するモラル、特に公用車の利用時のモラルという、どんなふうにご考えているのか市長に伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 運転については、先ほど申し上げましたとおり注意喚起もし、勉強会もあり、また、具体的な対策等明記したステッカーも張る等々のことは、これは職員からも出ている意見で、職員全体で考えているということです。

今、モラルということがございましたけれども、モラルというのは一般的にはやる気のほうの「志気」、これが英語の本来の意味であって、やはり職員の意識なんですね。職員がどこまでその職場の、前向きに、そして市民のためにという意識で、やる気を持って勤務をしているかということであって、ここがまさに一番大切なところであって、今回、財政的には、別に私と副市長の給料10分の1お返ししたといっても効果があるわけではありません。しかし、上がそういった責任を職員に対して明示することによって、示すことによって職場の環境全体を変えていくという、意思表示という意味でこのような措置をとらせていただきたいわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私が再三言っているのは、事故が起きたときは徹底的に事故分析しなきゃ直らないよと、なくなるよということを行っていることは承知していますよね。だけどそれはやろうとしていないんだ。なぜやらないの。分析しなきゃ絶対起こりますよ、また。分析して、それに対する対策を立てなければ。

それから、公用車に乗ったとき、職員の皆さんは、俺は伊豆市の財産を運転しているんだ、乗っているんだというような考えがあるのかどうなのかです。いわゆる気の緩みですよ。人の車だというような気持ちで乗っているんじゃないかなと思う。伊豆市民の財産に乗っているんだ、大事に乗らなきゃいかんと、事故を起こしちゃいかんというような気がないんじゃないかなと僕は思います。一例だけれども、公用車に乗ってコンビニへ行くようなことはないですか。どうせろくな答えがないから、その点について聞きたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市役所からわざわざ、昼休みとか休憩時間にわざわざ公用車でもって外にコンビニへ行くということは当然ないわけです。ただ、これは私が市長になりましたときにあったのは、公用車で昼御飯を食べに食堂へ寄っていいですかと。そのころ、物すごく当時だめだと言われていたんです。しかし、水道課や建設課が外を回っていたときに、じゃ、公用車だから食堂に寄ってはいけないのか。あり得ないですよ。私があるとき指示したのは、むしろ積極的に、外に回っているときに昼休みになったならば地元のお店に入って地元で消費して、そして3時なら3時で喫茶店も入っても構わないので、最近どうですかと、周辺はどうですかと、むしろ御用聞きをしながら行ってきなさいということは指示はしております。わざわざここから公用車に乗って食堂に出かけたりコンビニに出かけたり、そういうことはありません。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第91号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第4、議案第92号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

本条例は、平成28年4月から、市内の認定こども園、保育園の保育料を、子ども・子育て支援新制度に基づく料金体系に移行するために条例の制定をお願いするものです。

また、当該条例を制定することに伴い、伊豆市保育所条例及び伊豆市立認定こども園条例の一部改正を行います。

詳細について健康福祉部長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） 皆さん、おはようございます。

健康福祉部長の山口でございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、議案のほうを見ていただけますでしょうか。議案の3ページでございます。

今回、伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例を定めさせていただきますものでございます。

まず、1条でございますが趣旨、それから、2条で定義をうたっております。それから、3条のところでは保育料の額、4条のところでは保育料の徴収、第5条では保育料の額の決定等でございます。それから、第6条で保育料の減免についてということでございます。7条は委任というところがございます。

それから、附則でございますが、今回、この条例を制定するに当たりまして、伊豆市の保育所条例の一部改正をさせていただくものでございます。この保育所条例の改正につきましては、主に給食の実施、それから、延長保育の保育料等の規定をさせていただいてございま

す。それから、5ページの上になりますが、保育標準時間、それから保育の短時間を設定させていただいたというところ。

それから、次でございます。やはり伊豆市立認定こども園条例の一部改正が必要になってまいります。これにつきましては、中段のところですが、第3条第1項の事業の利用、これは保育事業の保育料、延長保育事業、一時的保育事業、幼稚園の預かり保育事業の規定でございます。それと給食の実施でございます。

これにつきましては以上でございます。

それから、7ページのところでございますが、これは別表でございます。これにつきましては、7ページのほうは特定教育・保育（教育に限る。）ということで、これは1号認定ということで、これについては幼稚園の関係でございます。この保育料。

それから、8ページのところでございますが、これにつきましては特定教育・保育、これは（保育に限る。）ということで、2号、3号認定ということで、ここでは保育標準時間、それから短時間で、3歳未満、3歳児、4歳以上ということの保育料を定めさせていただいているものでございます。

それから、9ページのほうでございますが、主なところといたしますと、このところでは備考の4でございます。これにつきましては、多子軽減をさせていただくということで、詳細についてはまた後ほどちょっと説明をさせていただきます。

議案のほうは以上でございます。

まず、今回、保育料を検討するに当たりまして、伊豆市子ども・子育て会議、これにつきましては、メンバーですが、幼稚園、それから保育園等の保護者の代表の方、あと、教育委員の方、社会教育委員、学識経験者ということで保育士とか保育所の苦情処理委員の方、元校長の方とか市の特別支援教育コーディネーターの方、それから民生児童委員の方ということで、14名の方をお願いをして審議をしていただきました。

会議の中で、現在、伊豆市ではこども園化を進めているというところの話をさせていただきました。こども園では、教育認定の子供と保育認定の子供が同じ教育で同じ保育を受けており、違う点は園を利用する時間の長さだけではないかという御意見を伺いました。これを踏まえて、今回の保育料の算出基準を世帯の所得と保育時間の長さとし、教育認定、保育認定の区分をせずに、同様の扱いをさせていただきましたというところでございます。

保育料の改正概要につきまして説明をさせていただきます。また、本日配付させていただきました年齢別階層別の保育料（案）というので後ほど説明させていただきます。

改正の主な概要でございます。

まず、話の中に1号認定、2号認定、3号認定という言葉が出てきます。これにつきましては、1号認定の方につきましては、満3歳以上で小学校就学前の子供で2号認定子供以外の者、幼稚園の方。それから、2号認定というのは、満3歳以上で小学校就学前の子供で保護者の労働または疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難である者ということ

でございます。それから、3号認定につきましては、その2号認定の3歳未満の方ということでございます。これで1号、2号、3号というふうな区分をさせていただきます。

まず、改正の1点目としまして、教育標準時間認定（1号認定）、幼稚園5.5時間の保育料を3歳児と4歳児以上に区分し、保育認定と同様の階層区分とさせていただきます。

それから、2点目でございます。保育認定、2号認定、それから3号認定は、保育の必要量に応じ、保育標準時間11時間と保育短時間8時間に区別をさせていただきました。これは新しい子ども・子育て新制度の中で区分をしているものでございます。

それから、3点目でございます。新たな階層区分として、市民税の課税額が均等割のみの世帯を加えさせていただきます。均等割課税世帯の負担を軽減するため、これは他市でも設定をされているのが多いというものでございます。

それから、4点目でございます。教育標準時間認定（1号認定）と、それから保育認定2号、3号認定とも多子軽減を実施と。同世帯の最年長の子を1人目として、1人目は全額負担をしていただく、それから、2人目は半額、3人目以降は無料というところでございます。

それから、5点目には、保育料の算出は、現在の保育園の保育料を保育認定の保育標準時間の保育料とし、保育短時間は11分の8、標準時間に比べて8時間ですので11分の8、それから、教育標準時間認定は11分の5.5、見る時間が5.5時間ですので標準時間の11分の5.5というところでございます。

それから、その他といたしまして、教育標準時間認定（1号認定）の給食費3,300円を、保育認定（2号認定）満3歳以上が負担している主食費500円と同様とさせていただきます。

それから、教育標準時間認定（1号認定）については、決められた保育時間以外の利用は預かり保育で、また、保育標準時間認定者と短時間認定者については、決められた保育時間以外の利用は延長保育事業で対応していただくと。幼稚園のほうが預かり、それから、保育園のほうが延長保育ということで、決められた時間以外にはその事業で対応させていただくということでございます。

それでは、もう少し具体的に、本日配付させていただきました年齢別階層別保育料（案）をちょっと見ていただきたいと思います。

まず、この見方でございますが、この表、3段に分かれております。まず、一番上の3歳児未満、これは保育園の関係でございます。これが規定をされております。それから、中段のところは3歳児、これが保育園の部分。それから、右のところは3歳児の幼稚園です。それから、下の表が4歳児以上の保育園、それから、4歳児以上の幼稚園ということでこの表の組み立てはなっております。それから、この表でいきますと左側が階層区分というところでございます。

くどいようですが、今回見直しをさせていただいたところ、保育部の保育料を保育標準時間と保育短時間の2つの区分とさせていただきますということで、今まで保育のほうは一

本でやらせていただいたところを、標準、11時間、それから短時間の8時間というふうに料金表を分けさせていただきましたということです。

あと、1号認定、教育部の保育料を保護者の所得に応じた保育料とさせていただきます。これはこの表の中段もしくは下段のところの右手のところの幼稚園です。このところで現行保育料というところがございます。これは生活保護ゼロ、あと、市町村民税の非課税世帯が3,000円、それ以外は5,000円ということで幼稚園のほうの保育料を支払いをしていただきました。これにつきましては、現行の保育料プラス3,300円が給食費として、この表には出ていないですが、3,300円は徴収をさせていただいたというところがございます。

それから、子供が2人以上いる世帯の保育料の割り引きを、1号認定、教育部でも実施をしていますということで、今までは幼稚園のところは割り引きはありませんでした。子供が2人以上いるところの割り引きはありませんでしたが、今回は実施をするというところがございます。

それから、1人目の子供の年齢制限です。ここがちょっと大きいところなんです、年齢制限を設けておりません。2人目の子供が半額、3人目以降の子供が無料というところがございます。今までは、保育園のところは同じ園に在籍していれば2人目が半額、3人目が無料というふうになっておりましたが、ここのところは、同じ世帯にいれば、子供は例えば中学生、高校生になっても子供ということで、第1子ですね、ということで考えさせていただきました。

それから、1号認定、教育部の給食費を月額500円、今まで3,300円だったものを500円にさせていただきますというところがございます。

先ほどもちょっと話をさせていただいたんですが、この表で、本来、国の定めるところの階層区分のところにつきましては8段階で定めておりますが、伊豆市では、この表でいきますと階層区分の3番のところですね、市民税の課税世帯均等割のみと。今までこのところはなかったんですが、ここのところは非課税に近い世帯ということで、今回ここのところを当市では設けさせていただきました。均等割の課税世帯の負担軽減のために、この階層を加えさせていただきましたというところがございます。

この表でもう1点見ていただきたいのは、保育標準時間、それから短時間、あと、幼稚園の5.5時間というところで、料金でございますが、まず、保育標準時間11時間ですので、短時間、この右のところは11分の8ということで計算をしてございます。それから、幼稚園のところでございますが、5.5時間ですので保育標準時間11時間のちょうど半分ですので、保育料のほうも半分にさせていただいてあるというところがございます。この3歳以上のところにつきましては、ここの表にはございませんが、500円の主食代ということで給食費がプラスされるというところがございます。

今回の改正では、保護者の所得、それから預ける時間によって保育料を決めさせていただきました。今まで以上に子育て支援の充実を図るべく、国が定める保育料の約5割軽減、そ

れから多子軽減の充実、また、幼児教育・保育における保育料の不公平感のない料金、保育料の設定をさせていただいたところでございます。

くどいようですが、この設定に当たっては、今回の改定に当たっては、子ども・子育て会議の中で保護者、学識経験者等々の意見を聞かせていただいて、ほぼその意見に沿うような料金設定をさせていただいた、私ども伊豆市として子育てに力を入れているというところで、この料金設定をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に質疑のある議員は速やかに議長まで通告書を提出願います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第92号について質疑を行います。

初めに、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第92号につきまして質疑を行わせていただきます。

私が質疑をするのは、ごく初歩的なことございまして、わからないところがあるものですからお伺いしたいということですが、この条例の制定ですけれども、名前が伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定ということですが、まず、この特定教育、それから特定地域型保育事業というのは、これはどういう教育であり、どういう事業であるか。前にも聞いたかもしれませんが、よくわからない。それで、これが従来の保育と違うというか、伊豆市の幼稚園教育は全部その特定教育になったのか、あるいは違う教育があるのか、あるいは特定地域型保育事業というので、何種類もそういう事業があるのかどうか。どれが特定で、どれが普通なのかを1点お伺いします。

それから、2点目ですけれども、この4ページに中ほどから下のところに給食の実施というのがあるんですけれども、第7条、保育所は、支給認定子どもに対し、給食を実施するというですけれども、これは保育園は給食を実施するというのは当たり前のことですが、ここでまた給食を実施すると書いてあるのはどういうことなのか、保育園以外にも給

食を実施するのかなのかをお伺いします。これが2点目。

それから、3点目ですけれども、4ページの下のほうに枠がありますけれども、保育標準時間と保育短時間とこうあるわけですけれども、ここら辺を、これ何のことかよくわからないわけですけれども、保育標準時間、さっき11.5時間とかいろいろ言ってましたけれども、それから保育短時間とあったですけれども、これはどういうことなのか。保育標準時間、それから保育短時間について、これは親の例えば勤務時間等々に関係するのかなのか。勝手に、私は保育標準で頼むよとか保育短時間で頼むよとか、そういうことなのかどうなのか、そこら辺がよくわからないということでございますので、この3点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、特定教育・保育施設、それから特定地域型保育、これはどういうことかというところでよろしいでしょうか。

これにつきましては、昨年の12月議会のときにちょっと話をさせていただいてあると思いますが、まず、特定教育・保育施設ということです。これは新しい子ども・子育て新制度の中でこういう表現になりましたが、意味といたしますと、市長が施設給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設ということで、これは具体的に言いますと、幼稚園とか保育園とか認定こども園の施設のことということで理解していただければというふうに考えております。

それから、給食の実施というところです。

これにつきましては、4ページのこの保育所です。これにつきましては、保育所以外にも、こども園でも給食の実施をさせていただきます。

それから、保育標準時間、それから短時間というものはどういうものかというところでございます。

これにつきましては、まず、保育の標準時間、これは時間的には11時間ということでございますが、これは保護者の勤務の時間によって定めるものでございます。まず、標準時間というのは、保育の必要性に係る事由が就労である場合における保育標準時間認定、それから保育短時間認定ということで区分をするわけですが、保育の必要性に係る事由が就労である場合における保育必要量の認定は、就労時間が1カ月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定ということですので、親の就労の時間が120時間以上である場合、これは通勤にかかる時間とかそういうものを含めてなんでございますが、1カ月当たり120時間以上であるときには子供を保育標準時間として、この時間帯は朝7時から夕方6時までと11時間見ると。

あと、短時間のほうでございますが、短時間のほうにつきましては就労の時間が1カ月当たり120時間未満、これは下が64時間以上120時間未満ということで、親の就労がこの場合には保育短時間ということで、朝8時から16時までということで決めさせていただいてあるものでございます。

ですので、これは親の勤務時間ということで定めているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 再質疑をさせていただきます。

今、部長の答弁で大分わかったんですけども、要するに、特定教育、特定地域型保育事業というのは、こども園の事業ということで捉えてよろしいかという、要するにこども園、保育所単独とか幼稚園単独とか、そういうことじゃなくて、こども園のことを言っているのかどうなのか。それを1点確認したいと思います。

それから、給食を実施するという事なんですけれども、要するに認定こども園で給食を実施するという事で、今まで、従来私の理解ですと幼稚園は給食をやらないよということだったですね、ちょっと古いかもしれませんが。だけど今後、今後というか今もやっているかもしれませんが、幼稚園でも給食をやるよということになるのかということ。それをお伺いします。

それから、保育標準時間、保育短時間ですけれども、今、親が月120時間以上の御家庭ということなんですけれども、これは例えば両親共働きとか、どっちをとるのかとかあるんですけども、例えばお母さんがそうなのかとか、どうなのかとか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

その3点、よろしくお願ひします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願ひます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） まず、1点目の特定教育・保育施設ということでございます。

これは議員のおっしゃるこども園のみかというところではございません。先ほどもちょっと話をさせていただきました施設型給付費が支給される事業及びそれを提供する施設ということで、幼稚園、保育園、認定こども園ということですので、こども園のみではございません。

それから、給食の実施でございます。この関係は、幼稚園も現在給食は出しております。今回、こども園は給食を同じように出していますし、幼稚園も今現在も出しております。ただ、今まで3,300円だったものを、ここでは今回は主食費500円とさせていただくというものでございます。

それから、親の就労の関係でございます。これにつきましては、保育を必要とする時間と

いうふうに御理解いただければと思います。ですので、例えばお父さんが勤めていて、お母さんは自宅にいれば子供を見られる。ただ、そのお母さんが勤めていますよ、この勤める時間によって変わってきますよということですので、そういうことで理解していただければと思います。

すみません。お父さんばかりじゃないですね。奥さんが働いている家庭がありますので、その逆のパターンもございしますが、保育に欠ける時間がどうかというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） じゃ、最後に、すみません。

わかりました。それで、最初のあれですけれども、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業ということで、これはこども園に限らないということですが、例えば伊豆市の場合、要するに伊豆市のこども園、保育園、幼稚園は全部これに入っているのか、これに当てはまらない伊豆市の保育園とか幼稚園とかこども園とかはあるのかどうなのか、現在のところ。それはどうでございましょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） ここで言っているのは幼稚園、保育園、それから認定こども園ですので、全てのところだというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） 私は、本来は委員会でするのかなと思うような議案だと理解して、6点質問させていただきます。

まず、1点目として、いつも比較で申しわけないんですが、他市との比較の中で、今回の案が伊豆市としての優位、あるいはまだまだ改善の余地があると思われる項目等を挙げていただければありがたいと思います。

2点目として、その結果、市の負担がどのように変化したのか伺いたいと思います。

3点目として、これも細かくて申しわけないんですが、階層別の人数、あるいは利用割合等について、わかる範囲で、どこに伊豆市の場合は市の利用者がいるのか確認したいと思います。

4点目として、第7条に給食の実費というのが初めて项目的に入っているわけですが、現在はそれが、500円にするということですが、実費というと500円とは随分かけ離れて

いるようなイメージなんです、500円と理解していてよろしいのか、それはどこに書かれているのか確認させてください。

5点目として、これは現に利用している方も平成28年からは金額が変わるのか、それとも経過的な措置として今現に使っている方は卒園するまでは変化がないのか、その辺の確認をさせてください。

6点目として、病児保育等が第4条に入るのか、ちょっと私の知見もないんですが、病児保育等の金額の見直しはどのようになっているのか。

6点伺わせていただければと思います。お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1番にかかわる全体的な考え方と、それから6番目のみちょっとお答え申し上げて、あと、2番目から5番目までは部長のほうから説明をさせます。

全体に国が想定している保育料、幼稚園教育費の半分程度、54%に数字はなるかと思いますが、保護者に負担をいただきたい。

そして、その中の配分の仕方、いただき方として、伊豆市の場合には保育と幼稚と同じ教育内容をしておりますので、そこは、今、静岡市とかほかのところでも問題になっているように、お母さんが働いている、いや休職した、いや復職した、そのたびに幼稚園へ行きなさい、保育園へ行きなさいというようなことが現に起こっているわけです。そういったことは伊豆市においては、この事業の主対象として考えるべきではないと。主対象として考えるべきは子供さんであって、子供さんをどう見るか、それから時間ですね、そこに注目しているわけです。

それから、これまでの幼稚園にあったように一律5,000円とかいうことではなくて、そこは保護者の負担能力と預らせていただく時間、この2つで決めようということです。これは県内あるいは県外含めてほかでも検討しているかどうかわかりませんが、これはかなり先駆的な制度なんだろうと思います。私どもとしては、教育の質と内容に着目をしているということです。

一部2番にもかかわるんですが、負担はふえると思います。実際どれくらい今より市費負担がふえるかは後で部長が数字を持っていれば出させますけれども、これは実は2つ基本的な考え方がある、国も県も伊豆市も、全て子供さんをふやそうとしているわけです。給食費のようにどうしても個人負担をお願いするものは別として、子供がふえればふえるほど整数倍で負担がふえていくということは、どう考えても子供をたくさん生んでくださいという政策とは合わないだろうと思うんです。

したがって、2人なら2人、3人なら3人で負担を軽減させていただき、長男が中学生でも高校生でも、その子が幼稚園のころは負担いただいたわけですから、幼児教育が整数倍に

ならないように、ただ第2子だけは、さすがにここから無料にしてしまうほど伊豆市も財政力が強くないので、第2子は半額で御負担をお願いしたいということで、幼稚園、保育園、こども園を全部回ったところ、どの保護者からもこれに対する御意見はございませんでした。私は本来は国がやるべきだと思っております。ただ、国がそういったことをまだ対策としておりませんので、伊豆市は先行的にやりたいということです。

病児保育はこの枠とちょっと別で、ただ、保護者の方から病児保育のときの負担がちょっと重いという声もあり、それはこれとは別枠でまた私のほうで検討したいと考えております。

○議長（杉山 誠君） では次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、三田議員の質問に回答させていただきます。

まず、他市との比較というところでございますが、保育料のほうはちょっとあれなんです、多子軽減のほうの他市との比較というところで比較をさせていただいた資料がございます。

これは来年度の施行でございますので、まだ近隣市町でも検討しているというところがございますが、県下の沼津以東、11市町です。7市4町の比較をしたものがございまして、多子軽減の制度の第1子の計算基準ということで国で定めている、新しい制度の中で定めているところで実施をしているところがほとんどなんです、例えば幼稚園の多子軽減、これについては国のほうでは小学校3年生以下と。幼稚園3、4、5歳児、それから、小学校でも1、2、3年生、この6年間をスパンとして考えているようでございます。国はそういうことで設けてありますが、この制度と同じようにやっているところが11市町の中で6市町、それから、全然この軽減していないというところが1市町、それから、当市は制限なしということで、あと、ほかのところは検討中というところもございます。それから、中学校3年生以下というようなところを定めているところもございます。

それから、保育園のほうでございしますが、保育園のほうにつきましては、国の基準も小学校に上がるまでということで規定をしてございます。未就学児以下ということです。これは7市町でございます。それから年齢制限は、当然伊豆市は年齢制限なし、あと検討中というところもございました。

これらを見ますと、その上限を設けていないところ、年齢制限なしというところはうちだけかなというところがございます。ただ、長泉が今検討しているということですので、この辺がどうなるかというところはまだわかっておりません。多子軽減のほうですね。

それから、ちょっと今、資料が。保育料のほうにつきましては、国の基準に比べると約5割ということで低くなっております。これについても、県下の中でも非常に、今までも保育料は低かったですが、今回のやつも非常に保護者のほうの負担を少なくしてあるというところがございます。すみません、他市の資料を持ってこなかったものですから。

それから、市の負担はどのくらいかというところがございます。市の負担が、保育料、こ

これは1号、2号、3号認定全てでございますが、まず、今回、幼稚園部のところが今まで3,000円、それから、それ以上5,000円ということで一定のところが階層区分でなりますので、このところが、若干所得によってありますが保育料が若干ふえます。400万円弱ふえます。ただ、2号、3号、保育園の部になりますと700万円近くが市の負担ということになりますので、差し引きしますと、多子軽減も含めてでございますが300万円ちょっと市の負担と。

それから、給食費の負担でございます。これにつきましては、今まで3,300円のところを今度は500円になりますので、当然市の負担がふえてきます。これにつきましては670万円ほど市の負担がふえてまいります。

したがって、今回の改定によります市の負担分としますと、おおむね1,000万円ぐらいというところがございます。これはそれだけ子育て世代に市のほうで負担をさせていただくというところがございます。

それから、階層別の利用者というところがございます。階層区分、これちょっと資料が、この5月の資料で諮らせていただきました。新しい制度にするとどういう格好になるかというところがございますが、これは、標準時間、それから短時間、あと1号認定5.5時間ということでおのおのあるんですが、ちょっとトータル的に話をさせていただきたいと思います。

まず、生活保護世帯ということで、これにつきましては7世帯。それから、その次の2階層のところでは71世帯、これは収入にしますと260万円ぐらいです。それから、3階層のところでは27世帯、27人ということですね。それから、4階層のところでは、これが所得割課税額4万8,600円未満、収入でいきますと大体330万円ぐらいの世帯なんですが、これが58人。それから、5階層のところ、これは収入で言わせてもらいますと470万円ぐらいまでの方、これが167人。それから、6階層のところ、これは収入が640万円までの方、これが194人。ここが一番多いところになります。それから、7階層のところでは収入が930万円、これが98人。それから、8階層のところでは収入1,130万円、これが16人。それから、9階層のところでは、これは収入で1,130万円以上ということになりますが、ここでは6人ということになります。やはり一番多いところが6階層、それから、2番目で5階層というところが多くなっております。

それから、4番目の7条のところの実費の500円というところでは、これは実費ということで、主食費、御飯代500円ということで、実際にはもう少しかかります。ただ、これにつきましては、徴収するのは、保育も教育もこども園も同じものを食べておりますので、これを料金を合わさせていただいたということで、500円の実費をいただきますというところがございます。

それから、5番目のところで、現在の方、経過措置があるかというところがございますね。先日、伊豆の国の新聞に出ていましたが、現在のところは、その経過措置ということで今の金額をいただくというようなあれになっていましたが、当市では来年度からはこの新しい表で保育料としていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 詳しくありがとうございました。

基本的には非常に私も理解している範囲ですので、再質問というのは特にはないんですが、経過措置の話で、ないという答えだけじゃなくて、なぜなくしたかという理由をいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） 全体的には、今回の保育料、この表にありますように安くなっております。ですので、やはり新しい考え方で保育料をいただくわけですので、安くなる分は保護者にとっていいではないかというところから、このような経過措置はないということと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） じゃ、最後の質問になりますけれども、安くなるということで全体的には理解できたんですが、一部教育部の方については上がるわけですね。その方々との、住民の意見を聞いたかということの質問したかったんですが、しているという前提ですので、その人からの声がどんなものがあったか、全て了解だということでもないような気がしたものですから、すみません、その辺もよろしくお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまで、幼稚園、こども園、保育園、全部回った中ではそういった方も、幼稚園の方もいらっしゃるんですけども、直接私はここはとどめてくださいという声は聞いておりません。

基本的な考え方として、ほかの事情で変えた数値ではなくて負担能力に応じてということですので、ここはもしそういった御意見、お考えがあるとしても、御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（杉山 誠君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

ここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第92号について質問させていただきます。

大分質疑が進んでおりますので、重複しないように質問したいと思いますけれども、1つ、ここに資料として年齢別階層別保育料（案）というのが出ておりますが、まとめて言うと、今までの保育料よりも大幅に安くなるというふうに考えてよろしいでしょうか。

例えば、一番上の表ですと保育標準時間11時間、保育短時間8時間、2つありますけれども、標準というか、一番多い保育というのは11時間なのか8時間なのか。保育短時間が8時間の人は、一番上の市町村民税非課税世帯で見ると、今まで5,400円だったのが3,900円になるというふうに理解してよろしいのかどうかです。

それと、ここで一般的に伊豆市民というのはどこが一番多いか、どの辺の負担金額が多くなるのか、あわせてお伺いしたい。

続いて、用語について伺いたい。私、いつも定義、定義と言っていますが、定義がわからないと理解ができない。この中で、一応3ページには平成24年法律第65号で使用する用語の例によるというふうに書いてありますので、この法律を読むと、特定保育と特定教育とか特定保育施設、こういうのがわかるのかどうか。できれば、本当だったらここで用語がわかるような資料もできたら出していただきたいと思います。

もう一つ、3ページに特定地域型保育を提供する施設という用語があるんですけども、特別にここに書いてあるということで、伊豆市ではどういう施設がこれに該当するのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、ただいまの森議員の質問に対して回答させていただきます。

まず、今までの保育料との比較、大幅に減るのかというところでございます。この年齢別階層別の保育料を見ていただければわかると思いますが、現在の保育料という欄、それから、標準時間11時間、短時間8時間、これを比較していただければ今までの保育料とどうなるか、全体的に低くなっております。ただ、幼稚園の部分については若干上がる方もございますということでございます。

それから、一番多いところはどこかというところで、先ほど回答させていただいたとおりです。6、5のところが多いということになっております。

それから、用語でございますが、今回、非常に新しいいろんな用語が出ております。先ほど西島議員のほうからも話がありましたように、特定教育・保育施設とは何ぞやとか、あと、地域型保育事業とはどんなものかというところの話が出てきて、ほかにもたくさんございまして、一々説明をちょっとこの場では省かせていただきますが、用語の説明等でございますので、また資料の提供は、もしあれでしたらさせていただければというふうに考えております。

それから、先ほど言いました特定教育・保育施設とはということで、これも幼稚園、保育園、認定こども園の施設ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 1つだけお聞きしたいと思います。

この資料の真ん中の表でいくと、例えば5番ですと現在の保育料1万3,500円に対して、11時間のところを見ると1万3,500円、これ変わらずと。この辺の人は何人ぐらいいるのか。変わらない人が多いのかどうなのか、その辺伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） この3歳児で、5階層のところは、個々に歳児別にちょっと資料のほうはないんですが、ここの5階層のところは、例えば保育11時間のところで見ますと、全部でこの11時間の対象が340ぐらいありまして、そのうちの78人ということで、11時間の中で見ますと2番目ぐらいに多いところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 細かい質問で悪いんですけども、真ん中の表の5番でいくと対象者が340人いて、そのうち保育料が変わらないのが78人いるというふうに理解していいのかなのか。私の理解が間違っているんだったら間違っているでいいですけども、指摘してください。結構多くの方が変わらないんじゃないのかなというふうに僕は思うんですけども、その辺、間違っているなら間違っている、そうじゃないというふうに指摘してください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどから何度も申し上げておりますとおり、まず、多子軽減が全体、これ絶対的に違うわけです。ですから、これはもう明らかに有利。それから、今までは保育の方11時間ですから、その中のお母さんの働き方によって、パートタイマーの方は今度はより安いほうの短時間という制度をつくったわけですから、これは当然子育てにはプラスとい

うこととございます。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第92号について、条例制定について1点だけ質疑をいたします。

この保育料を幾らにするのかという大もとは、部長も当初の提案理由で述べられていましたように、去年の12月に子ども・子育て支援法が国のほうで可決されて、それに基づいて、繰り返しになりますが、12月議会で伊豆市議会において提案がされて、その保育料じゃなくてどういう事業をやるのかということは既に可決されております。したがって、後戻りを私はしませんので、それに基づく保育料をどうするのかと。

基本的には、提案理由の中にありましたように幼稚園の保育料が大きく変わりました。3回の子ども・子育て会議においてさまざまな論議があったということは、インターネット上で3回の中の重立ったものは読むとわかるんですが、すごく大事だなと思うのは、今回、中心点が、今回の条例の基本的押さえどころというのが、子育て世帯にいかにか平等に支援していくのかということだと私は理解しました。

その上で、当然当局が最初に子ども・子育て会議に提案された内容が3回にわたって論議されたと思うんですけども、一番大事なところは、子ども・子育て会議の市民の皆さんの意見を今回の条例にどのように反映してきたのかと私は思っていますので、重立ったもので結構でございます、当局が冒頭提案したことから、論議することによって、いわゆる市民の声が反映されたということが多分あるのかなと私は思うものですから、もしその点がありましたら報告願いたいと思います。それこそ本当に市民の声を反映した市政につながるのかな、大事なことかなと私は思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山口一範君登壇〕

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、ただいまの木村議員の質問に対して回答させていただきます。

やはり市民の声、大事なところかなというふうに私どもも考えました。

今回の子ども・子育て会議の中で、このような内容の話がございました。

まず、今の金額を大幅に変えなくてもいい、それから、幼稚園と保育園の差をなくしていくことが必要だと、これから子供にかかわる中で、やはり受けるものは同じだということ。それから、今後は認定こども園で同じ保育を受けるので、不公平感をどれだけ払拭できるかにかかっているというような御意見もございました。それから、多子軽減では、保育園は小学校就学前、幼稚園は小学校3年までの範囲という考え方を、もっと範囲を広げる方法もあるというお話もございました。ですので、多子軽減のほうでは先ほど話をさせてもらっ

たとおりでございます。やはり多かったのが、不公平感のない料金設定が求められ、理解してもらおうというところが必要ではないかというようなお話がございました。このようなものを踏まえて、今回、料金改定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 2つお尋ねします。

保護者の願いは、不公平感がないように、子育てする人に対して極めて重要な指摘されたのかと思うんですが。ということは、当局提案に対して、不公平とまではいかないまでもちょっと違うなど、市民の目線から見たときに。公平になるようにというところで、何かその論議の中で当局提案から今回の条例提案になった。当然、今、部長が言われたように市民の声が反映された中身なのかなと私は受け取ったんですが、変更されたところ、具体的にあったらお願いします。

それからもう一つは、提案理由の中にも何度となく出て、質疑の中でも出ましたが、国は本当に第3子までは軽減すると言っているんだけど、例えば国の基準は幼稚園で小学校3年生以下とこう区切っちゃうとか、じゃ4年生だったらどうするのと、4年生がいて第3番目が幼稚園とか保育園だったらそれは関係ないとか、2人目になっちゃうんだからということで、何を子育て支援するのかと私は思いながら国の基準を読ませていただきましたが、大きく違うところは、ほかのところも結構制限を、年齢制限とか設けてやるようですが、伊豆市が年齢は関係ないよと。

例えばの例、25歳であろうが、なかなかないんですけれども、25歳でもそれがいわゆる第1子で、その下に第3子がいれば無料にしますよといった、そういう年齢制限を全く外して、同じ家族の中だったら、3人子育てしているんだらば、2人目は当然半額という今回の提案ですけれども、3番目は無料にするというところまで範囲を広げるというのは通常なかなかないんですけれども、どういう論議をされて、そういう国の基準にもない、多分ほかの市町にもないのかなという気がしたものですから、どういうふうに子育て会議の中で話し合われて年齢制限を撤廃したのか、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に、最終的に市長が同意したところの基本的な考え方を申し上げます。

1つ目は、ずっと毎年幼児教育のところを回っていたんですけれども、特に中伊豆の方から、中伊豆町には保育園しかなかったんですね。天城湯ヶ島町の中には幼稚園が3つと保育園が1つということで、非常に旧町ごとによって物すごく極めて大きな差があったということ改善すべきであるということが1つの方向としてありました。

それはちょっと後でほかに議論があったとすれば部長から説明をさせますが、今回の幼児教育のポイントは2つ大変に大きな問題があって、1つは子育て支援の負担のところで、国も県も伊豆市もふやしてほしいと言っているのに、まさに子供さんの整数倍で負担がふえていくというのはどう考えても政策として整合性がない。これは明らかに私はその政策のほうを改善すべきだと思うんです。議論の中で、長男が22歳を超えて社会人になっているという、あるいは結婚してそちらにも子供がいるというところがあって、さすがに制度の中でそこまで考える必要があるだろうかと。仮に再婚とかで起こってしまったイレギュラーな場合は、そうそう10件、20件ふえるものではないだろうというようなことを、制度でそこまでしんしゃくすべきことではないだろうと私は考えております。

もう一つは、実は教育の経済効果であって、日本ではなかなかこの教育というものがエビデンスをちゃんと獲得できるような社会実験的な研究ができないんです。ですから、ほとんどの研究成果はアメリカに頼っています。アメリカのほうでは教育の経済学がかなり科学的根拠を伴って出ておりまして、これは幼児教育、年齢が低いところの教育ほど結果として経済効果が大きい。これは科学的なデータがはっきり出ております。

ですからこれは先行投資なんです。政府にもお考えいただくべきは、幼児教育から小学校の低学年教育をしっかりとするということは、30年先の先行投資になるけれども、これは後になって所得が低い方とか生活保護の方を支援するよりもはるかに経済効果が高いということを出ているんです。ですから、そういったことを考えると、これはもっと本当は手厚くすべき政策なんだろうと思います。ただ、現時点においては、市長としてはその考え方を取り入れておりますけれども、現時点ではこれが精いっぱいかなというのが市長の立場です。

あとは詳細は部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） それでは、公平感というところです。

この料金表を見ていただければわかると思うんですが、時間で料金を定めさせていただいてございます。例えば3歳児の真ん中の表を見ていただければわかるんですが、この3歳児の保育11時間のところ、上から2行目のところ、2階層のところですね。11時間見ていただくには3,000円。8時間、短時間でございます。ここのところは2,100円と、これは先ほど来から話をさせていただきましたように、11分の8ということで料金を設定してございます。またさらに、1号認定、5.5時間のところですので、11時間を標準時間として考えておりますので、5.5時間、これ時間でやりますので11分の5.5ということで1,500円というような料金設定。これはほかのところも皆同じでございます。標準時間をもとに、見ていただく時間を8時間、それから5.5時間というところで、時間で料金を決めさせていただいているというところでございます。この辺が不公平感を払拭できているのかなというところでございます。

それから、多子軽減のところ、先ほど来から話が出ておりますように、その多子軽減、国、

それから他市町村の決め方を見ていると、非常にやはり第1子目の制限を加えているというところがございます。例えば、幼稚園の関係は3歳、年少ですね、3歳から小学校3年まで6年間の期間しか軽減を見ませんよ。保育園のほうも生まれたときから就学前、この6年間しか国のほうは見っていない。また、他市町もこれに基づいてやっているところがほとんどなんです、本市とすれば、やはり2番目、3番目、子供にお金はかかります、それで、どれだけでも子供さんを2人目、3人目生んでいただければなというところもありまして、多子軽減、他市にはない、第1子目を年齢制限は一切なくしたというところで、こここのところは非常に他市にない施策だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 1つだけ確認します。第1子をどう見るのか、市長もちょっと言われたけれども、例えば定義づけは、3人という、第1子、第2子、第3子というその定義づけは、特に第1子、同一世帯という範疇でいいですね。そうしないと、例えば結婚しましたと、二十歳でも、ひょっとしたら19歳で世帯を持つかもしれない。そのときには第1子はもう別だから、あと2人子供がいても、これは今回提案されている意味での第1子目、第2子目というのは、いわゆる2人目、3人目ですよという理解でよろしいですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口一範君） そのとおりでございます。同一世帯に属する子供ということで考えております。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第92号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて平成27年第3回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時26分